

6 建住第 369 号
令和 7 年（2025 年）3 月 24 日

長野県建設労働組合連合会会長
長野県工務店協会会長
(一社) 長野県建設業協会会長
(公社) 長野県建築士会会長
(一社) 長野県建築士事務所協会会長
(公社) 日本建築家協会 JIA 長野県クラブ 代表

様

長野県建設部長

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱の改正について（通知）

日頃から県の住宅の耐震化施策に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を受け、県独自に制定した長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱を下記のとおり改正します。

つきましては、事業の趣旨を御理解いただき、積極的な活用について格別の御配慮をお願いします。

記

1 改正事項

事務処理手続きの明確化等の所要の改正

2 連絡事項

- (1) 改正の詳細は、新旧対照表を参照してください。
- (2) 改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

(問合せ先)

担 当：建築住宅課 指導審査係 若林

電 話：026-235-7335 (直通)

ファクシミリ：026-235-7479

メール：kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅の耐震改修に要する費用の所有者負担を軽減することで、耐震化を加速することを目的に、市町村の補助を受けて耐震改修を行う住宅所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、下記以外の用語は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2の規定による。

- (1) 住宅 補助金交付要綱第2第1号に規定する住宅のうち長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅をいう。
- (2) 耐震改修に要する費用 補助金交付要綱第2第8号に規定する耐震改修工事に要する費用をいう。なお、補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業第1号に該当する場合は、耐震設計費等を加算することができるものとする。
- (3) 住宅耐震改修補助事業 補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業のうち第1号に該当するものをいう。
- (4) 市町村の交付決定 市町村が住宅所有者等に対し補助金の交付の決定をすることをいう。
- (5) 市町村の額の確定 市町村の交付決定を受けた事業が完了し、市町村が補助金の額を確定することをいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅耐震改修補助事業について市町村の交付決定を受けた者
- (2) 市町村の交付決定を受けた者の住宅における耐震改修工事後の総合評点が1.0以上となる者

(補助金の額)

第4 補助金の額は、耐震改修に要する費用から、市町村の交付決定した額を除いた額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する補助金の交付の申請は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出す

るものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、第2第4号に規定する市町村の交付決定した旨の通知書の写しとする。
- 3 交付申請書は、市町村の交付決定後速やかに提出するものとする。

(交付の決定)

第6 知事は、補助金の交付の申請があつたときは、書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をする

(補助金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 交付の決定のあつた日の属する年度の3月31日までに事業が完了せず市町村の額の確定を受けることができないことが明らかになったとき、又は耐震改修工事の結果、第3第2号に該当しなくなったときは速やかに知事に取り下げの申出をすること。
 - (2) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。
 - (3) 交付の決定を受けた補助金の額に変更が生じるときは、速やかに変更承認申請を行うこと。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(取下げの申出)

第8 第7第1項第1号に規定する取下げの申出は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金取下申出書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(変更承認申請書)

第9 第7第1項第3号に規定する承認の申請は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金実績報告書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

- 2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、次の各号に定めるものとする。
ただし、市町村の額の確定した旨の通知書に第2号又は第3号に規定する事項が記載されている場合は、第2号又は第3号の図書は省略できるものとする。
 - (1) 第2第5号に規定する市町村の額の確定した旨の通知書の写し
 - (2) 耐震改修に要する費用のわかる書類
 - (3) 耐震改修工事後の評点がわかる書類

- 3 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、補助対象者が市町

村から額の確定を受けたときとする。

- 4 第1項に規定する実績報告は、交付の決定のあった日の属する年度の3月19日までにを行うものとする。

(額の確定)

- 第11 知事は、実績報告があったときは、書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付請求)

- 第12 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金の額の確定後、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第13 知事は、補助対象者が規則第15条第1項の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。
- 3 知事は第1項に規定する補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(書類の提出)

- 第14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、ながの電子申請サービス又は電子メール、郵送等によることとする。

(補則)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 第1 施行期日

この要綱は令和6年4月1日の補助金から適用する。

附則

- 第1 施行期日

この改正後の要綱は令和7年度の補助金から適用する。

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、<u>住宅</u>の耐震改修に要する費用の所有者負担を軽減することで、耐震化を加速することを目的に、市町村の補助を受けて耐震改修を行う住宅所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、下記以外の用語は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2の規定による。</p> <p>(1) 住宅 補助金交付要綱第2 <u>第1号</u>に規定する住宅のうち長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅をいう。</p> <p>(2) 耐震改修に要する費用 補助金交付要綱第2 <u>第8号</u>に規定する耐震改修工事に要する費用をいう。<u>なお</u>、補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業<u>第1号</u>に該当する場合は、耐震設計費等を加算することができる<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) 住宅耐震改修補助事業 補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業のうち<u>第1号</u>に該当するものをいう。</p> <p>(4) 市町村の交付決定 市町村が住宅所有者等に対し<u>補助金の交付の決定</u>をすることをいう。</p> <p>(5) 市町村の額の確定 市町村の交付決定を受けた事業が完了し、市町村が<u>補助金の額を確定すること</u>をいう。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 住宅耐震改修補助事業について市町村の交付決定を受けた者</p> <p>(2) <u>市町村の交付決定を受けた者の</u>住宅における耐震改修<u>工事</u>後の総合評点が1.0以上となる者</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4 補助金の額は、耐震改修に要する費用から、市町村の<u>交付決定した額</u>を除いた額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）<u>とする</u>。ただし、50万円を<u>限度</u>とする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5 規則第3条に規定する<u>補助金の交付の申請</u>は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付申請書（以下、</p>	<p style="text-align: center;">長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、耐震改修に要する費用の所有者負担を軽減することで、耐震化を加速することを目的に、市町村の補助を受けて耐震改修を行う住宅所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、下記以外の用語は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2の規定に<u>準ずる</u>。</p> <p>(1) 住宅 補助金交付要綱第2 <u>(1)及び(2)</u>に規定する住宅のうち長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅をいう。</p> <p>(2) 耐震改修に要する費用 補助金交付要綱第2 <u>(8)</u>に規定する耐震改修工事に要する費用。補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業<u>(1)</u>に該当する場合は、耐震設計費等を加算することができる。</p> <p>(3) <u>既存</u>住宅耐震改修補助事業 補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業のうち<u>(1)及び(2)</u>に該当するもの</p> <p>(4) 市町村の交付決定 <u>既存住宅耐震改修補助事業に係る補助金の交付決定を受けて</u>市町村が住宅所有者等に対し<u>交付決定</u>をすること。</p> <p>(5) 市町村の額の確定 市町村の交付決定を受けた事業が完了し、市町村が<u>額の確定</u>をすること。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>既存</u>住宅耐震改修補助事業について市町村の交付決定を受けた者</p> <p>(2) 住宅における耐震改修後の総合評点が1.0以上となる者</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4 補助金の額は、耐震改修に要する費用のうち、市町村の<u>交付決定額</u>を除いた額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）。ただし、<u>上限</u>を50万円とする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5 規則第3条に規定する<u>申請書</u>は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付申請書（以下、「交付申請</p>

「交付申請書」という。) (様式第1号) を知事に提出するものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、第2第4号に規定する市町村の交付決定した旨の通知書の写しとする。
- 3 交付申請書は、市町村の交付決定後速やかに提出するものとする。

(交付の決定)

第6 知事は、補助金の交付の申請があったときは、書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定をする。

(補助金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 交付の決定のあった日の属する年度の3月31日までに事業が完了せず市町村の額の確定を受けることができないことが明らかになったとき、又は耐震改修工事の結果、第3第2号に該当しなくなったときは速やかに知事に取下げの申出をすること。
 - (2) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。
 - (3) 交付の決定を受けた補助金の額に変更が生じるときは、速やかに変更承認申請を行うこと。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

(取下げの申出)

第8 第7第1項第1号に規定する取下げの申出は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金取下申出書(様式第2号) を知事に提出するものとする。

(変更承認申請書)

第9 第7第1項第3号に規定する承認の申請は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金変更承認申請書(様式第3号) を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金実績報告書(様式第4号) を知事に提出するものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、次の各号に定めるものとする。ただし、市町村の額の確定した旨の通知書に第2号又は第3号に規定する事項が記載されている場合は、第2号又は第3号の図書は省略できるものとする。

(1) 第2第5号に規定する市町村の額の確定した旨の通知書の写し

(2) 耐震改修に要する費用のわかる書類

(3) 耐震改修工事後の評点がわかる書類

3 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、補助対象者が市町村から額の確定を受けたときとする。

4 第1項に規定する実績報告は、交付の決定のあった日の属する年度の3月19日までに行うものとする。

書」という。) (様式第1号) によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、第3第1項第1号に規定する市町村による交付決定通知の写しとする。
- 3 交付申請書の提出は、市町村の交付決定を受けた後速やかに行うこととする。

(交付の決定)

第6 知事は、補助金の交付の申請があったときは、書類審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(補助金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに事業が完了せず市町村の額の確定を受けることができないことが明らかになったとき、又は耐震改修工事の結果、第3第1項第2号に掲げる対象者でなくなったときは速やかに知事に取下げの申出をすること。
 - (2) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。
 - (3) 交付決定を受けた額に変更が生じるときは、速やかに変更承認申請を行うこと。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

(取下げの申出)

第8 第7第1項第1号の規定による取下げの申出は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金取下申出書(様式第2号) により行うものとする。

(変更承認申請書)

第9 第7第1項第3号の規定による承認の申請は長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金変更承認申請書(様式第3号) により行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金実績報告書(様式第4号) によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、市町村の額の確定通知の写しとする。

(新設)

(新設)

(新設)

3 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、建築主が市町村からの額の確定を受けたときとする。

4 第1項の規定による実績報告書の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(額の確定)

第 11 知事は、実績報告があったときは、書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付請求)

第 12 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付請求書(様式第 5 号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第 13 知事は、補助対象者が規則第 15 条第 1 項の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

3 知事は第 1 項に規定する補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(書類の提出)

第 14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、ながの電子申請サービス又は電子メール、郵送等によることとする。

(補則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

第 1 施行期日

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日の補助金から適用する

附則

第 1 施行期日

この改正後の要綱は令和 7 年度の補助金から適用する。

(額の確定)

第 11 知事は、実績報告があったときは、書類審査により、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付請求)

第 12 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金の額の確定後、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付請求書(様式第 5 号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第 13 知事は、補助対象者が規則第 15 条第 1 項の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は第 1 項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(書類の提出)

第 14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、ながの電子申請サービス又は電子メール、郵送等によることとする。郵送等の場合の提出部数は正副 2 部とする。

(補則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

第 1 施行期日

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日の補助金から適用する。

(様式第1号) (第5関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 交付申請額 円 (上限 500,000 円、千円未満切捨て)
 (交付申請額 ≤ 耐震改修に要する費用 - 市町村の交付決定した補助金の額)
- 2 耐震改修計画の内容

建築主			
建築場所			
補助金申請連絡先	本人(上記連絡先)・その他連絡者(下記に記載) ※いずれかに○		
連絡者	住所	〒	
	氏名		
	電話番号		
耐震改修に要する費用	円(税込)		
耐震改修工事後の 想定評点※(計画時点)			
完了予定期日(3月19日以前)			

※1.0未満の場合は交付対象になりません。

【添付書類等チェックリスト (添付確認後□にチェックを記入してください)】

市町村住宅耐震化緊急加速事業補助金の交付決定通知書の写し

【補助申請者 確認欄】

(下記を確認後、確認欄に○印を記載)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金の交付申請に際し、以下について確認しました。

- ・耐震改修の結果、評点が1.0未満になった場合は取下申請書を提出します。
- ・交付申請額が変更になる場合は変更承認申請書を提出します。

[注意事項]

1. 書類審査により交付の決定を行い、交付決定通知書を交付します。

(様式第1号) (第5関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 交付申請額 円
 (耐震改修に要する費用 - 市町村が補助する金額 ≤ 50万円)
- 2 住宅建築計画の内容

建築主			
建築場所			
補助金申請連絡先	本人(上記連絡先)・その他連絡者(下記に記載) ※いずれかに○		
連絡者氏名			
連絡者電話番号			
耐震改修に要する費用	円(税込)		
改修後の想定評点※ (計画時点)			

※1.0未満の場合は交付対象になりません。

【添付書類等チェックリスト】

市町村耐震化緊急加速事業補助金の交付決定通知書の写し

【補助申請者 確認欄】

(確認後、○印を記載)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金の交付申請に際し、以下について確認しました。

- ・改修の結果、評点が1.0未満になった場合は取下申請書を提出します。
- ・交付申請額が変更になる場合は変更承認申請書を提出します。

[注意事項]

1. 書類審査により交付の決定を行い、交付決定通知書を交付します。

(様式第2号) (第8関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金取下申出書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県指令 建住第 号で交付決定のあった事業について、下記の理由から
交付の申請を取下げます。

記

取下げの理由

- 耐震改修後の評点が1.0に満たないため。
- その他
理由 ()

(様式第2号) (第8関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金取下申出書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県指令 建住第 号で交付決定のあった事業について、下記の理由から
交付の申請を取下げます。

記

取下げの理由

- 耐震改修後の評点が1.0に満たないため。
- その他
理由 ()

(様式第3号) (第9関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 変更承認申請書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県指令 建字第 号をもって交付決定の通知を受けた長野県住宅耐震化緊急加速事業について、当該申請の金額（又はその内容）を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 経費の配分

変更承認 申請額	円
前回交付決定額	円
変更（増減）額	円

(2) 内容

※ 変更の内容がわかる図書を添付すること

(様式第3号) (第9関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 変更承認申請書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県指令 建字第 号をもって交付決定の通知を受けた長野県住宅耐震化緊急加速事業について、当該申請の金額（又はその内容）を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 経費の配分

変更承認 申請額	円
前回交付決定額	円
変更（増減）額	円

(2) 内容

(様式第4号) (第10関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県指令 建住第 号で交付決定のあった事業が、下記のとおり完了しました。

なお、当報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 交付決定のあった補助金の額 円

2 耐震改修計画の内容

建築主		
建築場所		
実績報告連絡先	本人(上記連絡先)・その他連絡者(下記に記載) ※いずれかに○	
連絡者	住所	〒
	氏名	
	電話番号	
耐震改修に要する費用 ※1	円	
耐震改修工事後の評点※2		

※1 耐震改修に要する費用の変更により交付金額が交付決定時から変更になる場合は変更承認申請が必要です。

※2 改修後の評点が1.0未満の場合は補助対象外となりますので、取下申出書を提出してください。

【添付書類チェックリスト (添付確認後□にチェックを記入してください)】

- 市町村住宅耐震改修補助事業の額の確定通知書の写し
- 耐震改修に要する費用のわかる書類(契約書及び耐震改修工事費見積書等)
- 耐震改修工事後の評点がわかる書類(補強診断報告書等)

(様式第4号) (第10関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県指令 建住第 号で交付決定のあった事業が、下記のとおり完了しました。

なお、当報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 交付決定のあった補助金の額 円

2 住宅建築計画の内容

建築主		
建築場所		
実績報告連絡先	本人(上記連絡先)・その他連絡者(下記に記載) ※いずれかに○	
連絡者氏名		
連絡者電話番号		
耐震改修に要する費用 ※1	円	
改修後の評点※2		

※1 耐震改修に要する費用の変更により交付金額が交付決定時から変更になる場合は変更承認申請が必要です。

※2 改修後の評点が1.0未満の場合は補助対象外となりますので、取下申出書を提出してください。

【添付書類チェックリスト】

- 市町村からの額の確定通知の写し

(様式第5号) (第12関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 交付請求書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県達 建住第 号で確定のあった長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	
本(支)店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人(カナ)	

(様式第5号) (第12関係)

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金 交付請求書

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野県達 建住第 号で確定のあった長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	
本(支)店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人(カナ)	